

# 一般財団法人石川県文化・産業振興基金 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般財団法人石川県文化・産業振興基金と称する。

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、石川県に伝承されてきた藩政時代以来の伝統文化を次代に継承するとともに、新たな地域文化の創造を図り、併せて新しい産業活動の振興を目指すことを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化及び芸術の振興、又は地域社会の健全な発展に対する助成事業
- (2) 伝統文化・産業の保存継承に対する助成事業
- (3) 豊かなまちづくりのための生活文化及び産業の振興に対する助成事業
- (4) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

## 第3章 財産及び会計

(資産の構成)

第5条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産及びそこから生じる収入
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎年度事業開始の日の前日までに、理事長がこれを作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第8条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類については、その内容を報告し、その他書類については、承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事（以下、「役員」という。）並びに評議員の名簿

## 第4章 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2. 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任 期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また再任を防げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3. 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報 酬 等)

第 12 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第 5 章 評議員会

(構 成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条 評議員会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

- (1) 評議員並びに役員を選任及び解任
- (2) 評議員並びに役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(開 催)

第 15 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集権者)

第 16 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第17条 理事長は、評議員会の開催の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他、法令で定められた事項

3. 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行う。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が、評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

## 第6章 役員

### (役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 11名以内
  - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
  3. 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とし、業務執行理事をもって専務理事とする。

### (選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長及び専務理事は、理事会において選定する。
3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### (理事の職務権限)

第25条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2. 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
4. 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また再任を妨げない。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
4. 役員は、辞任又は任期の満了後において、第23条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第 28 条 役員が次の一つに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報 酬 等)

第 29 条 役員は無報酬とする。ただし、役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 31 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当法人は、理事会の決議によって、外部役員等（一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の外部役員等をいう。）の前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度は、同法第 198 条で準用する同法第 113 条の定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 理 事 会

(理 事 会)

第 32 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

#### (招 集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2. 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

#### (議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (決 議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

#### (決議の省略)

第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条4項の報告については、この限りでない。

#### (議 事 録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も署名もしくは記名押印又は電子署名する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。第37条の規定により作成した書面についても同様とする。

#### (理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において理事会規則を定めることができる。

## 第8章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 当法人の目的並びに事業及び評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

(合併等)

第42条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 当法人は、一般法人法第202条第1項並びに第2項に定める事由、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1. 当定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 第10条の規定にかかわらず、当法人の最初の評議員は、次のとおりとする。

[最初の評議員]

蚊谷八郎 北川義信 北村哲志 中島秀雄

4. 第24条の規定にかかわらず、当法人の役員並びに理事長及び専務理事は、次のとおりとする。

[最初の理事]

浅田裕久、石黒伸彦、柿本自如、越島正喜、澁谷 進、谷口 敏、  
中村太郎、永山憲三、深山 彬、要明英二、吉田國男

[最初の監事]

小川甚次郎、瀬澤幸利

[最初の理事長]

深山 彬

[最初の専務理事]

越島正喜

5. 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。